

清瀬市使用料審議会条例

(目的及び設置)

第1条 保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学識経験者及び一般市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(分科会の設置)

第5条 会長は、会議の運営上必要と認めたときは、分科会を設置することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。